

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する修正案 概要

第一 日本司法支援センター（法テラス）の業務の特例（第2章）関係

法テラスの業務の特例における償還等免除の範囲に係る「必要かつ相当な範囲」の内容について、これを条文上具体的に明記し、法テラスの償還等免除の範囲を明確にすること。

第二 宗教法人による財産の処分及び管理の特例（第3章）関係

1 指定宗教法人（第3章第2節）関係

(1) 指定宗教法人・特別指定宗教法人についての特例内容の整理

特別指定宗教法人に適用される特例〔①四半期ごとの財産目録等の「作成・提出」と、②被害者の「閲覧」の二つ〕を分離し、①の「作成・提出」の特例を指定宗教法人の特例とし、特別指定宗教法人についての特例は②の「閲覧」の特例のみとすること。

(2) 指定宗教法人の指定時の財産目録等の作成・提出義務の拡大

財産目録・収支計算書・貸借対照表の作成及び提出について、指定があった日の属する四半期の翌四半期分から義務付ける規定を改め、当該指定があった日の属する四半期分から義務付けるものとする。

2 特別指定宗教法人（第3章第3節）関係

(1) 指定宗教法人の指定を経ない特別指定宗教法人の指定

特別指定宗教法人の要件を満たす対象宗教法人については、指定宗教法人の指定の手続を経ずとも特別指定宗教法人として指定できるものとする。

(2) 特別指定宗教法人の指定の要件の修正

特別指定宗教法人の指定の要件について、指定宗教法人の指定の要件に該当することに加えて、「財産の内容及び額、財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、…対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがある」と認めるときとすること。

(3) 閲覧対象となる財産目録等の範囲の拡大

特別指定宗教法人に係る財産目録等について、特別指定宗教法人の指定前又はこの法律の施行前に所轄庁に提出された前年度の財産目録等についても、被害者が閲覧できるようにすること。

第三 検討条項（附則第6条）関係

検討条項の内容について、財産保全の在り方を含めてこの法律の規定について検討を加えるものとする。